

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続条例適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3条_環1	環境生活部	次世代エネルギー室	再生可能エネルギー地域共生促進税条例	サレカノI補キ-チイヨウイ カシゴイヨウイ	3⑥	認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の認定	再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第7条第6項	30301	15	-	-	
3条_環2	環境生活部	次世代エネルギー室	再生可能エネルギー地域共生促進税条例	サレカノI補キ-チイヨウイ カシゴイヨウイ	16-1②	再生可能エネルギー源を変換して得られる電気を専ら開発区域内に所在する家屋において消費するものとしての認定	再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第13条第2項	30302	15	-	-	
3条_環3	環境生活部	次世代エネルギー室	太陽光発電施設の設置等に関する条例	タイヨウカワツテ-ンセツノセツトリカ ノルジヨウイ	6-1	設置規制区域内における設置の許可	・太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則第7条第1号～第3号 ・太陽光発電施設の設置等に関する条例手引書 ・許可基準の解釈 ・許可基準の解釈の解説	30303		-	-	
3条_環4	環境生活部	次世代エネルギー室	太陽光発電施設の設置等に関する条例	タイヨウカワツテ-ンセツノセツトリカ ノルジヨウイ	7	設置規制区域内における設置の変更許可	・太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則第7条第1号～第3号 ・太陽光発電施設の設置等に関する条例手引書 ・許可基準の解釈 ・許可基準の解釈の解説	30304		-	-	
3条_環5	環境生活部	次世代エネルギー室	太陽光発電施設の設置等に関する条例	タイヨウカワツテ-ンセツノセツトリカ ノルジヨウイ	附則3	既存施設の設置規制区域内における変更許可	・太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則第7条第1号～第3号 ・太陽光発電施設の設置等に関する条例手引書 ・許可基準の解釈 ・許可基準の解釈の解説	30305		-	-	
3条_環6	環境生活部	環境対策課	公害紛争処理条例	コウガ-イソウカシヨリジヨウイ	7-1	公害紛争処理手数料の減免又は納入の猶予	公害紛争処理条例施行規則（昭和46年3月30日規則第19号）第2条	30401	10	-	-	
3条_環7	環境生活部	自然保護課	県立自然公園条例	ケンリツシベ-ノコウエンジヨウイ	10-3	特別地域内における行為の許可	・県立自然公園条例施行規則（昭和35年8月23日宮城県規則第59号）第4条 ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（制定：平成12年8月7日環自計第171号、改正：令和4年4月1日環自国発第22040116号）	30601	30	地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所(15)	-	
3条_環8	環境生活部	自然保護課	自然環境保全条例	シベ-ノカンキョウホレンジヨウイ	18-1	特別地区における行為の許可	自然環境保全条例施行規則第11条	30602	30	地方振興事務所及び地方振興事務所地域事務所(15)	-	
3条_環9	環境生活部	自然保護課	自然観察センター条例	シベ-ノカンサツセンタージヨウイ	10	入館料の返還	自然観察センター条例第10条但書	30603	即日	-	-	
3条_環10	環境生活部	自然保護課	自然観察センター条例	シベ-ノカンサツセンタージヨウイ	11	入館料の免除	自然観察センター条例施行規則第11条	30604	即日	-	-	
3条_環11	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	ふぐの処理等の規制に関する条例	フク-ノシヨリトリキセ-ノカシゴイヨウイ	5-1	ふぐ処理者の免許	・ふぐの処理等の規制に関する条例第5条1項 ・ふぐの処理等の規制に関する条例第17条1項に基づく試験に合格したもの又は第5条1項2号の条件を満たすものから第5条2項に基づく申請があった場合に免許を与える。		20	保健所(5)	-	

〔様式3〕 審査基準及び標準処理期間（行政手続条例適用）

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (かか)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)			備考
							概要又は名称	様式4 【管理番号】	合計期間	経由機関	協議機関	
3条_環12	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	ふぐの処理等の規制に関する条例	フクノシヨリウノサセニカスルジヨウレイ	12-1	ふぐ処理者免許証の書換え交付	・ふぐの処理等の規制に関する条例第12条1項 ・ふぐ処理者免許証の記載事項に変更が生じたふぐ処理者からの申請に基づき、当該変更事項を書換えたふぐ処理者免許証を交付する。		20	保健所(5)	-	
3条_環13	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	ふぐの処理等の規制に関する条例	フクノシヨリウノサセニカスルジヨウレイ	13-1	ふぐ処理者免許証の再交付	・ふぐの処理等の規制に関する条例第13条1項 ・ふぐ処理者免許証の破り、汚し又は失ったふぐ処理者からの申請に基づき、ふぐ処理者免許証を再交付する。		20	保健所(5)	-	
3条_環14	環境生活部	廃棄物対策課	土砂等の埋立て等の規制に関する条例	トシヤトリウノマテトリニカスルサセニカスルジヨウレイ	7	土砂等の埋立て等許可	土砂等の埋立て等の規制に関する条例第11条	30804	60	-	-	
3条_環15	環境生活部	廃棄物対策課	土砂等の埋立て等の規制に関する条例	トシヤトリウノマテトリニカスルサセニカスルジヨウレイ	12-1	土砂等の埋立て等変更許可	土砂等の埋立て等の規制に関する条例第11条（第12条第3項で準用）	30805	40	-	-	
3条_環16	環境生活部	廃棄物対策課	土砂等の埋立て等の規制に関する条例	トシヤトリウノマテトリニカスルサセニカスルジヨウレイ	18-1	土砂等の埋立て等譲受け許可	土砂等の埋立て等の規制に関する条例第11条（第18条第3項で準用）	30806	40	-	-	
3条_環17	環境生活部	消費生活・文化課	県民会館条例	ケンミンカウカンジヨウレイ	9-2	使用許可	次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。 1. 会館の設置の目的に反して使用をおそれがあるとき。 2. 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 3. 施設、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。 4. 前三号に掲げる場合のほか、会館の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。	31101	7	-	-	
3条_環18	環境生活部	消費生活・文化課	県民会館条例	ケンミンカウカンジヨウレイ	14	利用料金の免除	次の各号に掲げる場合には、各室利用料金に当該各号に定める割合を乗じて得た額を免除することができる。 1. 国、地方公共団体、公益法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、学校教育法第1条に規定する学校法人、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法第2条に規定する地方独立行政法人が主催して使用する場合 10パーセント 2. 県内の学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催して幼児、児童又は生徒のための音楽、演劇、展示等に使用する場合 30パーセント 3. 県内の児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設が主催して児童のための音楽、演劇、展示等に使用する場合 30パーセント 4. 大ホール使用開始日の3月前の時点でホールスケジュールに空きがある場合の使用で、県内に所在する文化芸術団体又は学生文化団体が練習会場としてのみ使用する場合 30パーセント 5. 前各号に掲げる場合のほか、館長が特別な事由があると認めた場合 館長が定める割合	31102	7	-	-	